

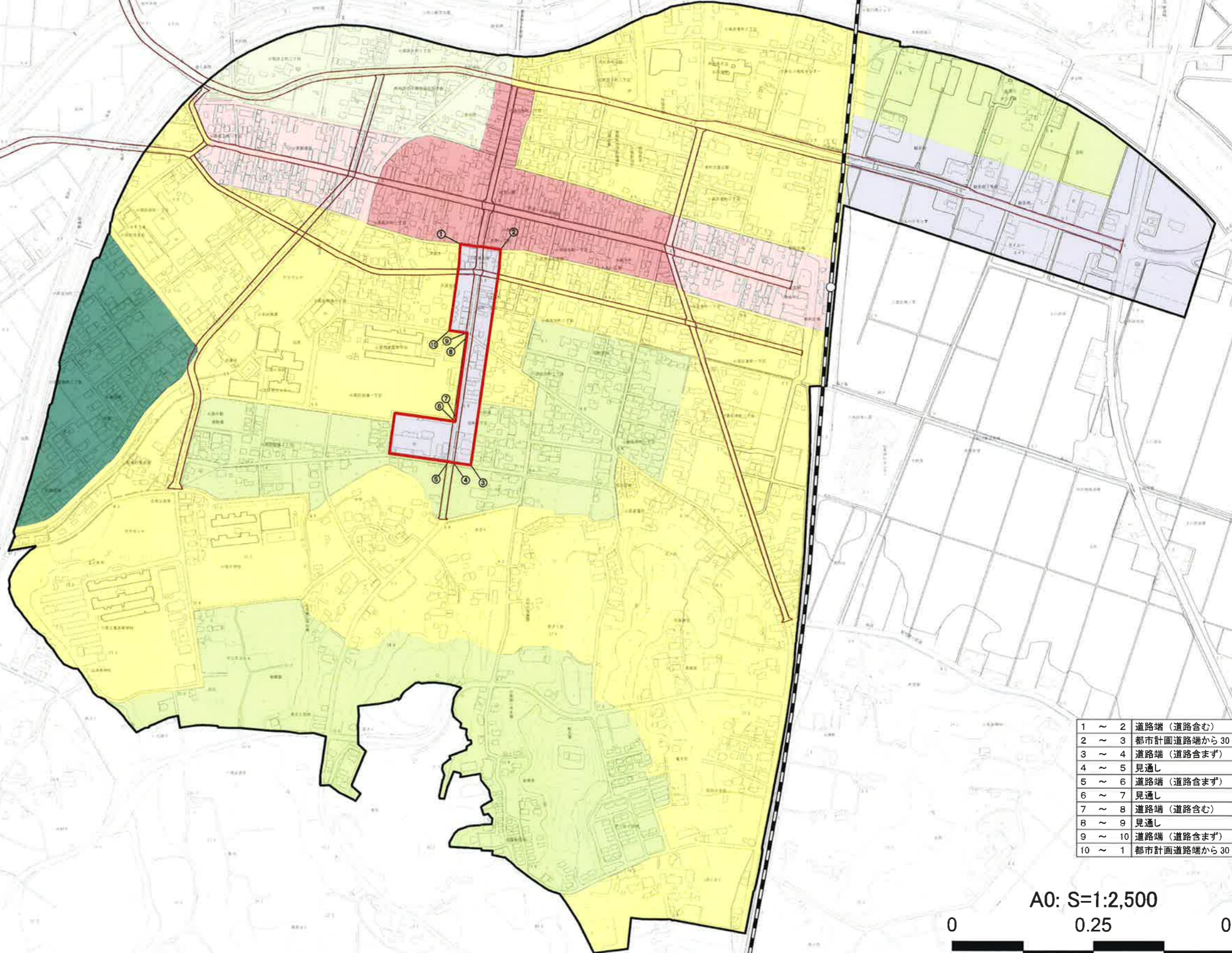


関場一丁目地区
準工業地域 (200/60)
面積 A = 2.8ha

凡 例	
	用途を変更する区域
	用途地域界
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居専用地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

A0: S=1:10,000





凡 例	
	用途を変更する区域
	用途地域界
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居専用地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

1 ~ 2	道路端（道路含む）
2 ~ 3	都市計画道路端から30m
3 ~ 4	道路端（道路含まず）
4 ~ 5	見通し
5 ~ 6	道路端（道路含まず）
6 ~ 7	見通し
7 ~ 8	道路端（道路含む）
8 ~ 9	見通し
9 ~ 10	道路端（道路含まず）
10 ~ 1	都市計画道路端から30m

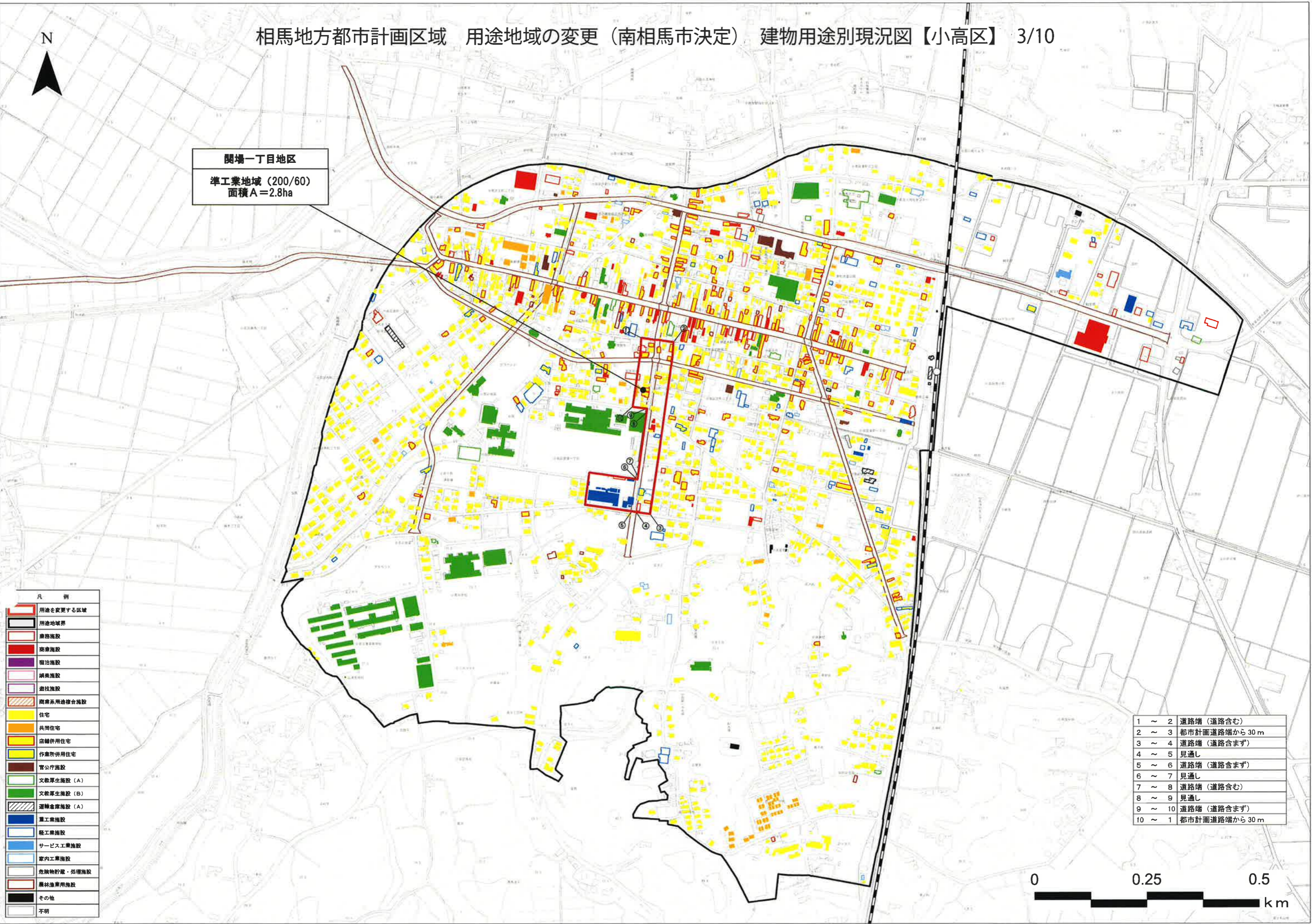
A0: S=1:2,500



N



関場一丁目地区
準工業地域（200/60）
面積 A=2.8ha



凡 例	
	用途を変更する区域
	用途地域界
	業務施設
	商業施設
	宿泊施設
	娯楽施設
	遊技施設
	商業系用途複合施設
	住宅
	共同住宅
	店舗併用住宅
	作業併用住宅
	官公庁施設
	文教厚生施設（A）
	文教厚生施設（B）
	運輸倉庫施設（A）
	重工業施設
	軽工業施設
	サービス工業施設
	家内工業施設
	危険物貯蔵・処理施設
	農林漁業用施設
	その他
	不明

1 ~ 2	道路端（道路含む）
2 ~ 3	都市計画道路端から 30 m
3 ~ 4	道路端（道路含まず）
4 ~ 5	見通し
5 ~ 6	道路端（道路含まず）
6 ~ 7	見通し
7 ~ 8	道路端（道路含む）
8 ~ 9	見通し
9 ~ 10	道路端（道路含まず）
10 ~ 1	都市計画道路端から 30 m





関場一丁目地区
準工業地域（200/60）
面積A=2.8ha

該当なし

凡	例
	用途を変更する区域
	用途地域界
	工業専用地域、工業地域で適格となる業務施設
	商業、近隣商業地域、準工業地域で適格となる工業施設
	第一種、第二種住居地域、準住居地域で適格となる工業施設
	商業地域で適格となる商業施設
	店舗商業、準住居地域、第二種住居地域で適格となる商業施設
	第一種住居地域で適格となる商業施設
	第一種中高層住居専用地域で適格となる商業施設
	第二種中高層住居専用地域で適格となる商業施設
	第二種低層住居専用地域で適格となる商業施設
	工業専用地域、工業、準工業、商業、近隣商業、第一種住居地域で適格となる業務施設
	第一種住居地域で適格となる業務施設
	第二種中高層住居専用地域で適格となる業務施設
	学校
	病院
	住宅
	その他

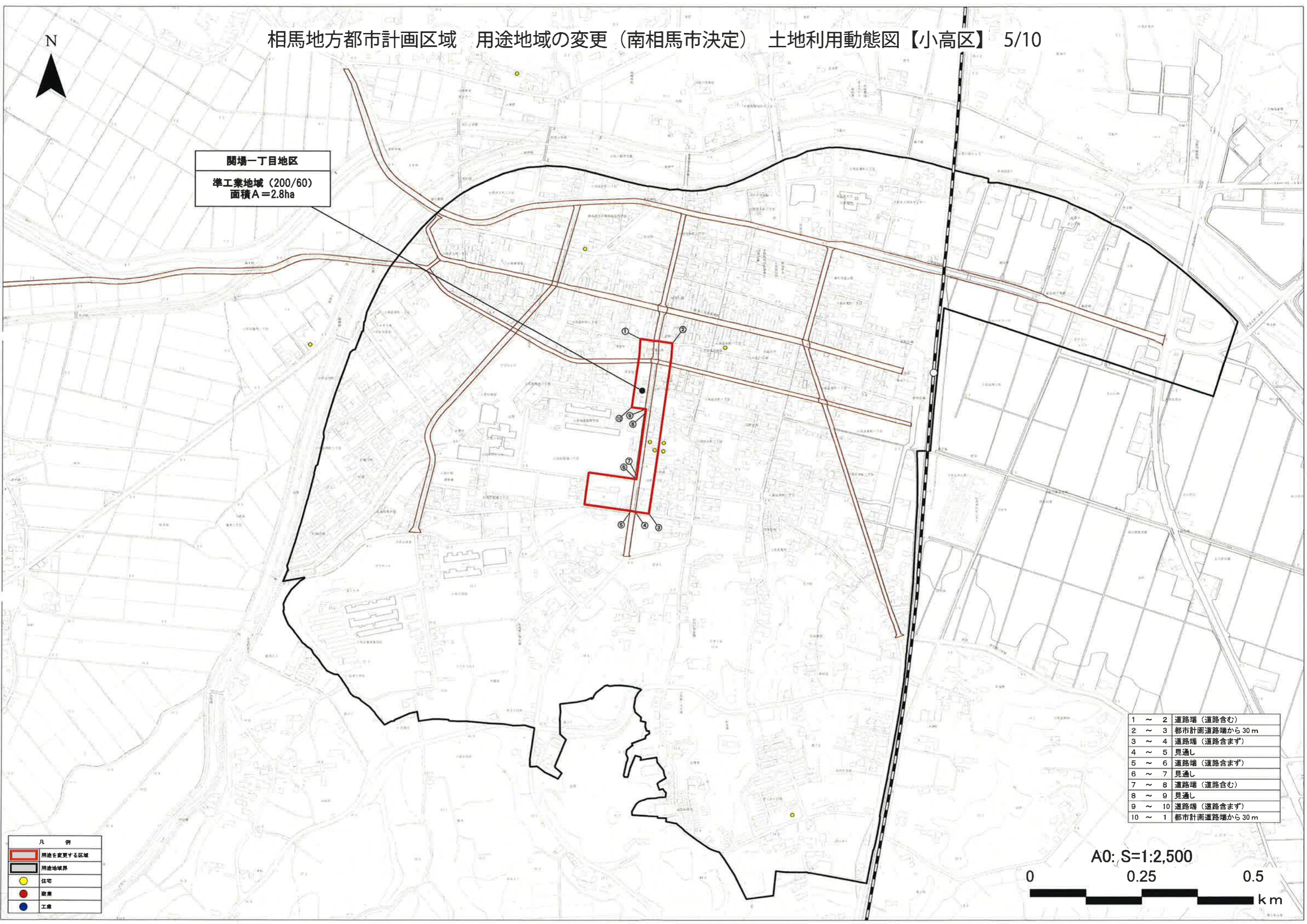
1 ~ 2	道路端（道路含む）
2 ~ 3	都市計画道路端から30m
3 ~ 4	道路端（道路含まず）
4 ~ 5	見通し
5 ~ 6	道路端（道路含まず）
6 ~ 7	見通し
7 ~ 8	道路端（道路含む）
8 ~ 9	見通し
9 ~ 10	道路端（道路含まず）
10 ~ 1	都市計画道路端から30m



N



関場一丁目地区
準工業地域（200/60）
面積A=2.8ha



凡 例	
	用途を変更する区域
	用途地域界
●	住宅
●	商業
●	工業

1 ~ 2	道路端（道路含む）
2 ~ 3	都市計画道路端から 30 m
3 ~ 4	道路端（道路含まず）
4 ~ 5	見通し
5 ~ 6	道路端（道路含まず）
6 ~ 7	見通し
7 ~ 8	道路端（道路含む）
8 ~ 9	見通し
9 ~ 10	道路端（道路含まず）
10 ~ 1	都市計画道路端から 30 m

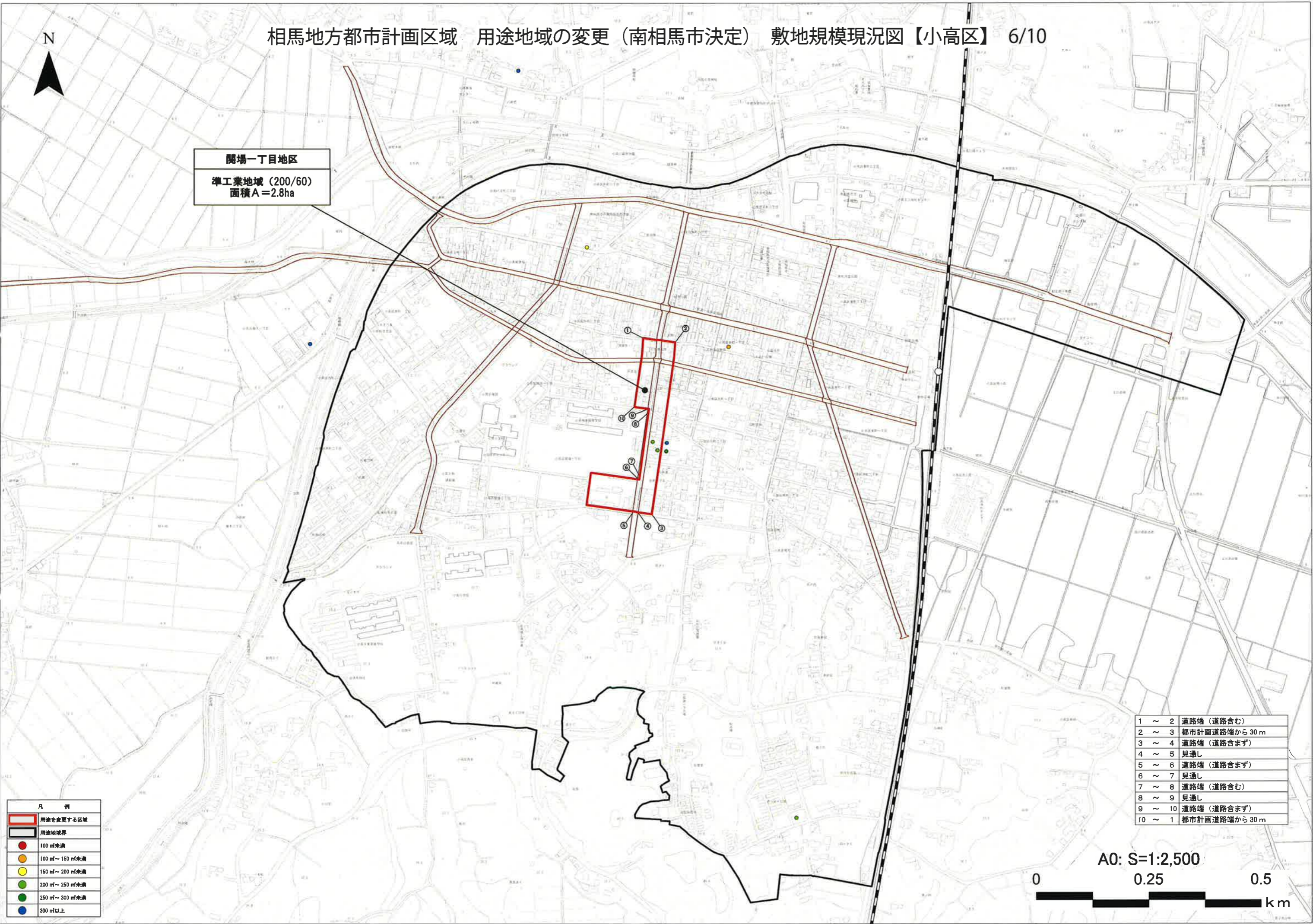
A0: S=1:2,500



N



関場一丁目地区
準工業地域（200/60）
面積A=2.8ha



凡 例	
	用途を変更する区域
	用途地域界
●	100 m ² 未満
●	100 m ² ～150 m ² 未満
●	150 m ² ～200 m ² 未満
●	200 m ² ～250 m ² 未満
●	250 m ² ～300 m ² 未満
●	300 m ² 以上

1 ～ 2	道路端（道路含む）
2 ～ 3	都市計画道路端から30 m
3 ～ 4	道路端（道路含まず）
4 ～ 5	見通し
5 ～ 6	道路端（道路含まず）
6 ～ 7	見通し
7 ～ 8	道路端（道路含む）
8 ～ 9	見通し
9 ～ 10	道路端（道路含まず）
10 ～ 1	都市計画道路端から30 m

A0: S=1:2,500



N

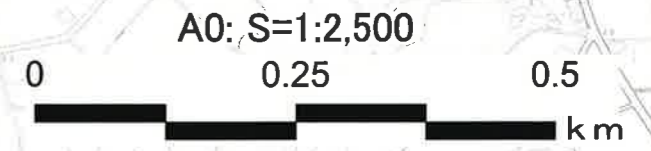


関場一丁目地区
準工業地域 (200/60)
面積 A=2.8ha

該当なし

凡 例	
	用途を変更する区域
	用途地域界
●	3/10 未満
●	3/10 ~ 4/10 未満
●	4/10 ~ 5/10 未満
●	5/10 ~ 6/10 未満
●	6/10 ~ 7/10 未満
●	7/10 ~ 8/10 未満
●	8/10 以上

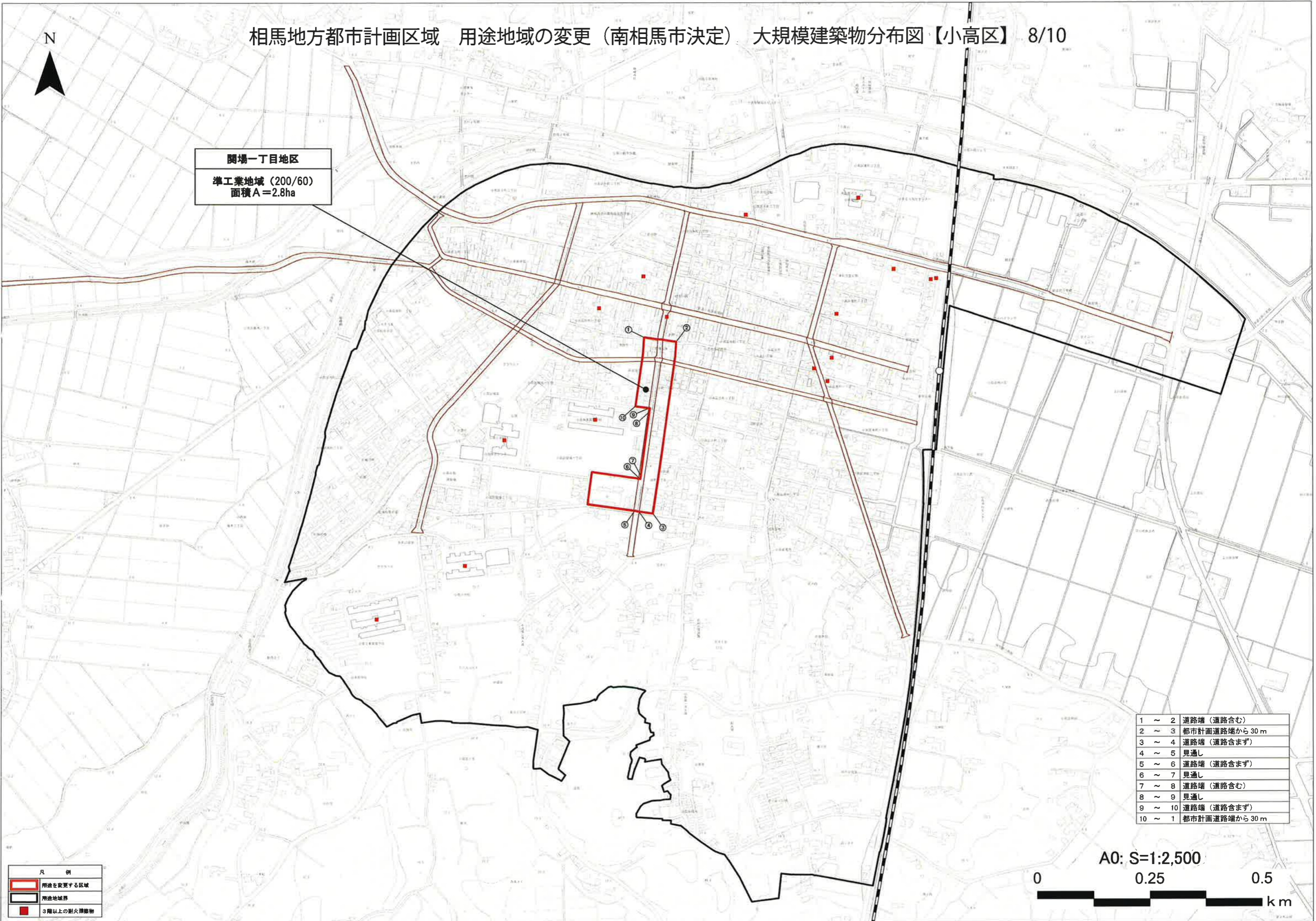
1 ~ 2	道路端（道路含む）
2 ~ 3	都市計画道路端から 30 m
3 ~ 4	道路端（道路含まず）
4 ~ 5	見通し
5 ~ 6	道路端（道路含まず）
6 ~ 7	見通し
7 ~ 8	道路端（道路含む）
8 ~ 9	見通し
9 ~ 10	道路端（道路含まず）
10 ~ 1	都市計画道路端から 30 m



N



関場一丁目地区
準工業地域（200/60）
面積A=2.8ha



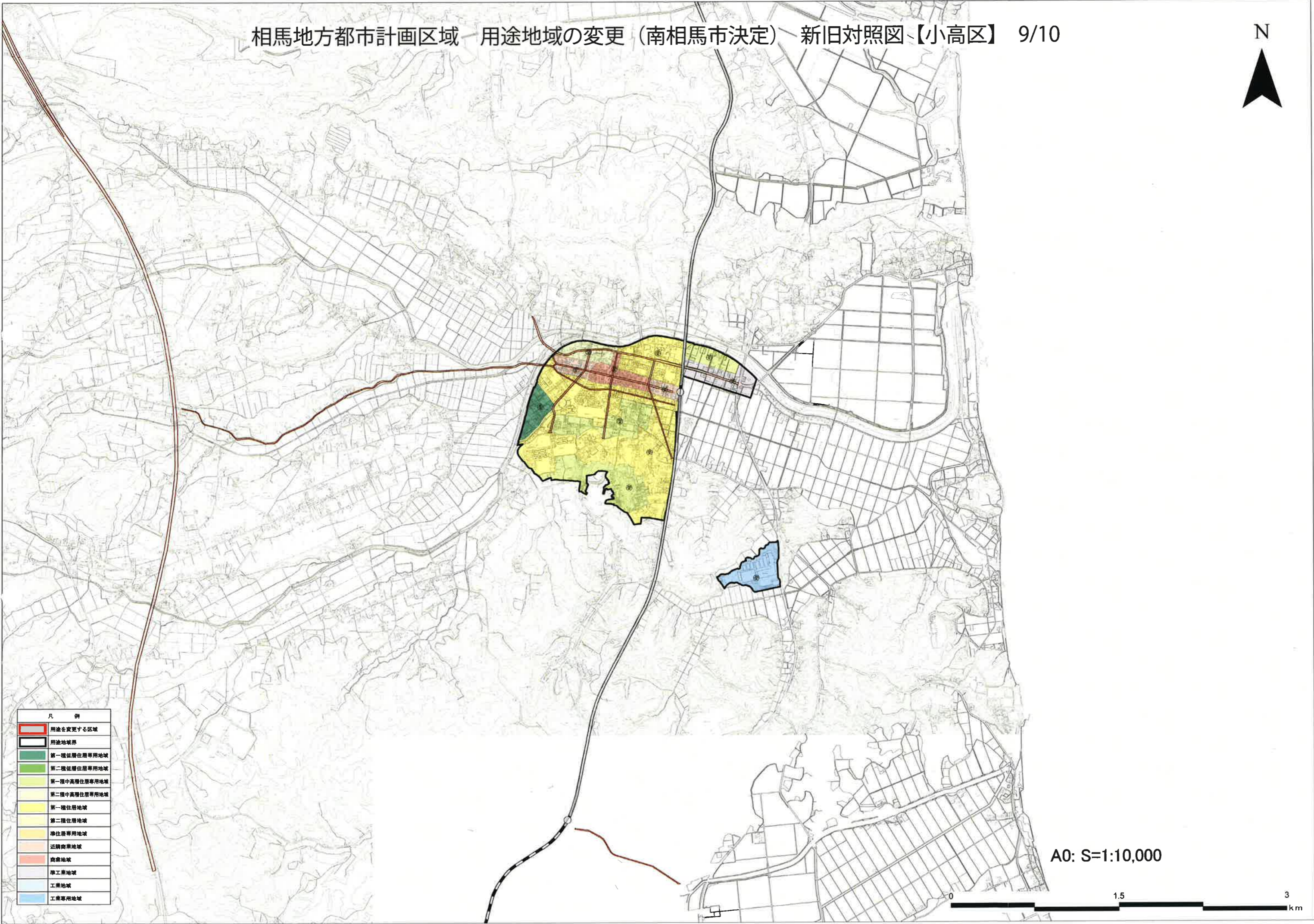
1 ~ 2	道路端（道路含む）
2 ~ 3	都市計画道路端から 30 m
3 ~ 4	道路端（道路含まず）
4 ~ 5	見通し
5 ~ 6	道路端（道路含まず）
6 ~ 7	見通し
7 ~ 8	道路端（道路含む）
8 ~ 9	見通し
9 ~ 10	道路端（道路含まず）
10 ~ 1	都市計画道路端から 30 m

凡 例

	用途を変更する区域
	用途地域界
	3階以上の耐火建築物

A0: S=1:2,500



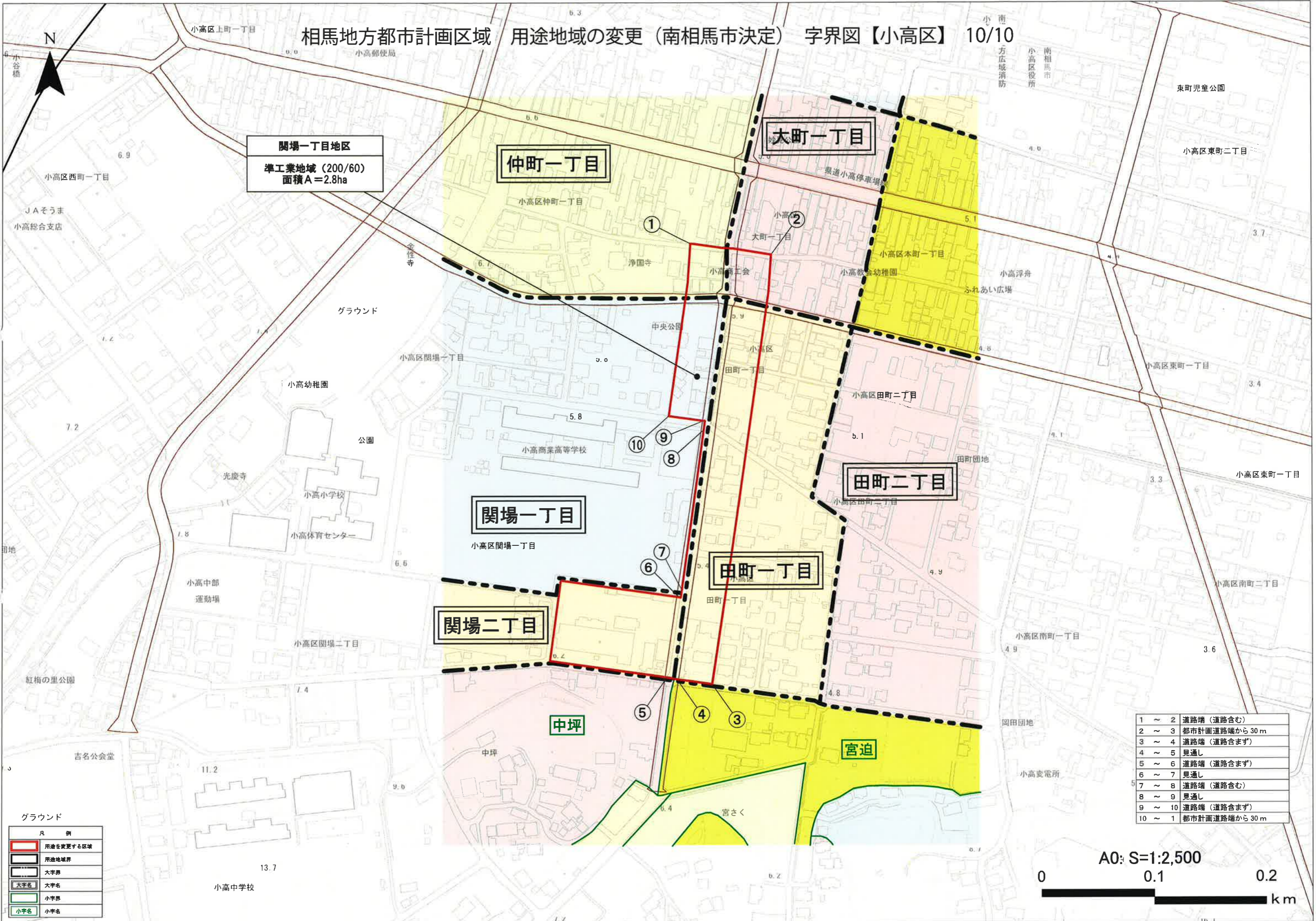


凡 例	
	用途を変更する区域
	用途地域界
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居専用地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

A0: S=1:10,000



相馬地方都市計画区域 用途地域の変更（南相馬市決定） 字界図【小高区】 10/10



関場一丁目地区
準工業地域 (200/60)
面積 A = 2.8ha

仲町一丁目

大町一丁目

関場一丁目

田町二丁目

田町一丁目

関場二丁目

中坪

宮迫

1 ~ 2	道路端 (道路含む)
2 ~ 3	都市計画道路端から 30 m
3 ~ 4	道路端 (道路含まず)
4 ~ 5	見通し
5 ~ 6	道路端 (道路含まず)
6 ~ 7	見通し
7 ~ 8	道路端 (道路含む)
8 ~ 9	見通し
9 ~ 10	道路端 (道路含まず)
10 ~ 1	都市計画道路端から 30 m

グラウンド

凡	例
	用途を変更する区域
	用途地域界
	大字界
	大字名
	小字界
	小字名

A0: S=1:2,500
0 0.1 0.2 km